

申請地前にある支障物（電柱等）については、下記の窓口にて早急に打ち合わせ及び必要な申請手続きを行っておいください。

工事立会いまでに支障物の移設及び撤去、又は手続きが行われていない場合は、原則、区で拡幅整備工事を行いません。自費整備をお願いします。

○板橋区が管理するもの（区の管理番号が付いています）

支障物等	担当部署・窓口	連絡先
街灯	板橋区土木部工事設計課施設設計係	03-3579-2544
街頭消火器	板橋区危機管理部 地域防災支援課地域防災係	03-3579-2151
区設掲示板	板橋区区民文化部 地域振興課地域復興係	03-3579-2163
カーブミラー・交通安全標識		
環状八号線より北側	板橋区北部土木サービスセンター	03-5398-1251
環状八号線より南側	板橋区南部土木サービスセンター	03-3579-1178

○板橋区が管理していないもの

電柱・支柱等	担当部署・窓口	連絡先
東京電力	電柱類移設担当	① Web 申込み ② 0120-995-007 ③ 03-6375-9803
N T T	電柱類移設担当	① Web 申込み ② 116（局番なし）

警察署管理の交通標識（注 1）	担当部署・窓口	連絡先
板橋警察署管内	交通規制係	（代） 03-3964-0110
志村警察署管内	交通規制係	（代） 03-3966-0110
高島平警察署管内	交通規制係	（代） 03-3979-0110

（注 1）道路交通法に基づき設置されたもの

※上記以外にも、工事において支障となる構造物及び埋設物がある場合は、各関係所管に連絡し、移設や撤去の調整を行ってください。

※民有地にも、「敷地境界石」や「表示物」、「私的築造物」など多くの支障物がありますので、事前に調査のうえ撤去又は移設をお願いします。

※本協議については、申請者・施工者・設計者等の申請関係者に周知をしてください。また、売買を行った際は協議内容の承継を買主へ必ず行ってください。

※本協議の有効期限は、協議書提出の日から 5 年間です。